

# 平成26年度決算における 健全化判断比率等の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第2条第1項の規定に基づき、平成26年度決算における健全化判断比率、資金不足比率について、監査委員の審査を受け、その意見を付して議会に報告しましたので、公表します。

## ○平成26年度決算 健全化判断比率

区分	中央市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.70 %	20.00 %
連結実質赤字比率	—	18.70 %	30.00 %
実質公債費比率	12.5 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	40.0 %	350.0 %	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字がないので「—」表記としています。

各比率がひとつでも基準を超えた場合は、財政健全化計画または財政再生計画の策定等が義務付けられます。

## ○平成26年度決算 資金不足比率

特別会計の名称	中央市	経営健全化基準
上水道事業会計	—	20.0 %
簡易水道事業特別会計	—	20.0 %
下水道事業特別会計	—	20.0 %
農業集落排水事業特別会計	—	20.0 %
工業用地整備事業特別会計	—	20.0 %

※資金不足比率は、資金不足額がないので「—」表記としています。

各比率が基準を超えた場合は、経営健全化計画の策定が義務付けられます。